法　令　に　定　め　る　届　出　書

●　公共下水道使用開始（変更）届（下水道法第11条の2）

事業場から汚水を公共下水道へ接続しようとする前に，汚水の量・水質・使用開始の時期をあらかじめ届出なければならない。

届出を要する場合	届出の内容
・　日最大汚水量が50㎥以上 ・　公共下水道へ排除する汚水の水質が政令第8条の2に規定する水質※を超えるもの ・　届出をした下水の量または水質を変更しようとするとき 【法第11条の2第1項】	・　汚水の量 ・　汚水の水質 ・　使用開始(変更)の時期
・　特定施設に該当するとき 上記届出をした場合は除く 【法第11条の2第2項】	・　使用開始の時期

※「使用開始等の届出を要する下水の水質」に該当する水質

●　特定事業場の行う届出

特定施設※を設置している事業場，あるいは特定施設を設置しようとする事業場は，公共下水道を使用する場合，公共下水道使用開始届に加え，次の区分に従って届出が必要 になります。

届出の種類	届出を要する場合	届出内容	届出の期限
特定施設設置届出書	公共下水道を使用している者が特定施設を新設する場合 【法第12条の3第1項】	①氏名，名称，住所(法人の場合は代表者名) ②工場または事業場名および所在地 ③特定施設の種類 ④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理方法 ⑦公共下水道に排除される下水の量および水質，用水および排水の系統	特定施設の設置および汚水の処理に関わる工事着手の60日前まで
特定施設使用届出書	公共下水道を使用している者で既設の施設が特例施設に追加指定された場合 【法第12条の3第2項】		特定施設となった日から30日以内
	特定施設を設置している者が公共下水道の使用を開始する場合 【法第12条の3第3項】		公共下水道の使用開始日から30日以内
特定施設の構造等変更届出書	上記の届出のうち④～⑦についての内容を変更する場合 【法第12条の4】	①～⑦および変更内容についてその前後が比較できる書類，図面等	特定施設の構造の変更および汚水の処理に関わる工事着手の60日前まで
氏名変更等届出書	上記の届出のうち①，②について内容を変更する場合 【法第12条の7】	変更内容等	変更した日から30日以内
特定施設使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止した場合 【法第12条の7】	使用廃止の年月日等	廃止した日から30日以内
承継届出書	上記の届出をした者から，その地位を承継した場合 【法第12条の8第3項】	承継の年月日等	承継した日から30日以内

□　のところは届出が受理された日から60日経過した後でなければ着工できません。ただし，この期間を短縮できる場合があります。（下水道法第12条の6）

※　特定施設設置届出書において，特定施設第66号の3に掲げる旅館業については，温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみが対象となる。

※「特定施設一覧」：別表1・2の「特定施設一覧等」のPDFファイルをご参照ください。

・　各種届出様式：「公共下水道の使用等に関する提出書類」をご参照ください。

● 除害施設に関する届出（函館市下水道条例に基づく届出）

除害施設を設置しようとする事業場は，公共下水道を使用する場合，次の届出が必要となります。

届出の種類	届出を要する場合	届出内容	届出の期限
除害施設設置計画届書	公共下水道を使用している者が除害施設を設置しようとする場合【函館市下水道条例第5条の3第3項】	①氏名，名称，住所（法人の場合は代表者名） ②付近見取図 ③配置図 ④生産工程図 ⑤除害施設の設計書	あらかじめ（除害施設の設置に関係する工事前）